

第 18 日目（3 月 21 日）

○議 長（阿部久夫君） おはようございます。散会前に引き続き、本会議を再開いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は 25 名であります。これから本日の会議を開きます。なお、小沢 実君から葬儀のため欠席、病院事業管理者から公務のため欠席の届出が出ておりますのでこれを許します。

[午前 9 時 30 分]

○議 長 本日の日程は、お手元に配付のとおりといたします。

議会事務局長から発言を求められておりますのでこれを許します。議会事務局長。

○議会事務局長 おはようございます。本日配付いたしました社会厚生委員長からの報告のものでございますけれども、請願に係る報告書の写しがございますが、本文の中で 3 月 6 日に付託されたとなっておりますけれども、3 月 4 日の間違いでございましたので、大変恐縮ですが 6 を 4 に訂正願いたいと思います。以上です。

○議 長 そのようにお願いいたします。

○議 長 日程第 1、平成 25 年請願第 1 号 妊婦健診と、ヒブ・小児用肺炎球菌・子宮頸がん予防 3 ワクチンへの 2012 年度と同水準の公費助成を求める請願についてを議題といたします。本件について社会厚生委員長・中沢一博君の審査報告を求めます。12 番・中沢一博君。

○中沢社会厚生委員長 おはようございます。それでは社会厚生委員会に付託されました請願第 1 号 妊婦健診と、ヒブ・小児用肺炎球菌・子宮頸がん予防 3 ワクチンへの 2012 年度と同水準の公費助成を求める請願について審査報告を行います。

期日は 3 月 6 日、委員の出席状況は 8 名、全員であります。最初に請願について紹介議員の岩野議員から説明をいただきました。のちに質疑に入る前に私のほうから委員長として紹介者にお尋ねをいたしました。内容は 3 ワクチンの定期接種が 4 月から自公政権で 2013 年度予算の中で追加された中で、妊婦健診も恒久的な仕組みに移行されることも決定をされておりますが、なぜその決定がある中でこの請願を出されようとしているのかということでございました。

2 点目は紹介議員は、一般会計予算の中でこの予算案に反対されております。なぜその反対者が請願の紹介者となったのかということをお尋ねさせていただきました。

紹介議員からは一般財源化ということで、自治体によって大変になる可能性があるわけありますので、この南魚沼市は非常にそういう面では積極的であり大丈夫だが、国民の中で常識になるような形で紹介議員になったということでございます。

もう 1 点に関しましては、予算に賛成・反対するかは、精査した中で私どもは賛成・反対を決めている。それが 100%悪いということで反対しているわけではないとの説明でございました。

同様の質疑がありました後に討論に入りました。反対討論では全体の予算の中で、箇所

よっては賛成もあれば反対もある、それはそのとおりである。しかし、紹介議員は、私が議員になってからこれまでそういったことがあったときには、賛成があってもよいのだと思うがそういう姿勢は一回も見えていない。我が国、我が市はきちんと対応をしているので、この請願を出す必要はないとのそういうような趣旨の反対討論でございました。

続きまして賛成討論もございました。財源的に明確にしていくことも大切であると思う。定期化され変わりはないような気はするが、市への意見書はともかくとして国へあげる部分については請願に賛成したということでございます。そういう討論でございました。

採決に移りました。賛成2、反対5、賛成少数で原案は不採択と決定いたしました。以上でございます。

○議 長 社会厚生委員長の審査報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 平成25年請願第1号 妊婦健診と、ヒブ・小児用肺炎球菌・子宮頸がん予防3ワクチンへの2012年度と同水準の公費助成を求める請願に対する討論を行います。

まず請願に賛成者の発言を許します。23番・岩野 松君。

○岩野 松君 おはようございます。請願第1号の妊婦健診と、ヒブ・小児用肺炎球菌・子宮頸がん予防3ワクチンへの2012年度と同水準の公費助成を求める請願についての賛成の立場で討論に参加いたします。今委員長のほうから丁寧な委員会での質疑の模様が示されました。これに対しては私が紹介議員になりましたが、請願者の新日本婦人の会は全国組織でもあり、確かに当市は非常に積極的に、このことに関しては他市よりも先んじて行われるというような予算措置をしてもらっていますし、今年度もその方向は変わっておりません。

そういう中でこれを出すのは、という声も意見もあつたらしいんですけども、全国的な組織の中で出すので提出したということで、私が紹介議員にならせていただきました。自治体によっては変わる可能性があるかもしれませんが。そういう意味ではこれは大事な予算措置として必要な制度であり、国がやはり全てすべきだという思いの中で、この請願はぜひ国へも上げてもらいたい。私はそういう思いで賛成の討論とします。どうぞ皆さんの大勢の賛同をよろしくお願いいたします。

○議 長 次に本請願に反対者の発言を許します。

次に本請願に賛成者の発言を許します。

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。この採決は起立によって行います。平成25年請願第1号 妊婦健診と、ヒブ・小児用肺炎球菌・子宮頸がん予防3ワクチンへの2012年度と同水準の公

費助成を求める請願、本請願に対する委員長の報告は不採択です。よって本請願は原案についてお諮りいたします。本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数。よって平成 25 年請願第 1 号は不採択とすることに決定しました。

○議長 長 日程第 2、第 22 号議案 平成 25 年度南魚沼市下水道特別会計予算及び日程第 3、第 23 号議案 平成 25 年度南魚沼市水道事業会計予算の 2 件を一括議題といたします。2 件について産業建設委員長・山田 勝君の審査報告を求めます。8 番・山田 勝君。

○山田産業建設委員長 おはようございます。それでは当委員会に平成 25 年 3 月 4 日に付託されました 2 件について審査の結果を報告いたします。

まず審査の状況は、平成 25 年 3 月 8 日金曜日午後から行いました。委員の出席は 8 名全員であります。議長より出席をいただきました。それから審査の内容であります。執行部から関係部課長それから参事、係長、主管のそれぞれ参加をいただきまして説明をいただいた後、質疑を行い、審査を行いました。

結果を報告いたします。第 22 号議案 平成 25 年度南魚沼市下水道特別会計予算については、反対者なく原案可決。

続きまして第 23 号議案 平成 25 年度南魚沼市水道事業会計予算これにつきましても反対者なく、原案可決となりました。以上であります。

○議長 長 2 件を一括して委員長の審査報告に対する質疑を行います。24 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 22 号議案について下水道ですが、私も質疑の中でも若干申し上げましたが、直接投入型のディスポーザーについて大和地域でやるということです。審査の中でこの結果次第で県が確実に許可をするという見込みがあるのかどうか、そのあたりの審査がどういふふうにされましたか。

もし県が積極的でないとするならば、この問題についてはやっぱり私が主張するように、まだまだ問題があるというふうに私は考えているところです。そして、一部地域が投入できて、そして大多数の流域下水道の方々が投入できないというような事態も生まれやしまいか。そしてまたディスポーザーを購入してつけるということ自体にも、その導入者に関しては負担が増えるというような、こういった私は懸念をしているところであります。そしてまたそれが市だけで許可を——要するに市営だから許可をできるということであると、非常にそれについてまた出費の問題もあるということも報告済みであるわけではありますが、そういった議論があったかどうかひとつお聞きいたします。

○議長 長 産業建設委員長。

○山田産業建設委員長 ディスポーザーに関する質疑は確かに 2 件ありました。その 1 点目ですが、ディスポーザーの届出について周知をどう進めていくかという質問ということで、大和地区では 6 月ごろ条例改正を行い、許可をするという方向で進めたいということが 1 点。

それからほかの地区のディスポーザー導入はいつごろになるのかという質疑に対しまして、

見通しがついたので大和地区で先行すると。ほかの地区は一、二年の差が出るかもしれないが、この実証を県へ出して了承をしてもらおうという答弁がありました。それ以上の内容についてはございませんでしたので、以上であります。

○議 長 24 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 他地域が一、二年のうちにとすることは、もう、今年の実証実験で大体オーライだろうとこういう考え方のようではありますが、私はここでそれ以上のことは多分なかったと思うのです。今後の委員会としての調査に注文をつけるような形になってしまいますけれども、推奨もしない、推薦もしない、そして補助金も出さないという形で、ごくごく少数の導入者によってその実証実験という形で、果たしてそれが将来的な普及とかそういう問題を考えたときに、余りにも拙速ではないかなというふうに感じます。以後の調査をきちっとお願いしたいというふうに思います。

一括でありますので水道について1点申し上げます。委員長報告の中で私が申し上げましたけれども、水道ビジョンの問題で将来的には浄水場を廃止の方向というふうに私は委員長報告を見て思っているわけではありますが、市長の質疑の中での答弁は、浄水場をやめるなどという話はしていないということでありました。私はそこは非常に今後その非常水源という言い方ですらの中で、問題のある部分だなというふうに思ったんですが、その辺のひとつ審議はどういうふうにされたかお聞きします。

それから私がいつも言うております水道水による消雪事業についてです。これは非常に目的外であるというふうに私は思っているんですが、そういった審議はされたかどうかひとつお聞きいたします。

○議 長 産業建設委員長。

○山田産業建設委員長 水道ビジョンに関連する質疑はやはり2点ほどありました。その1点は水道料金を安くする方法はないかという質疑に対しまして、ビジョンで示して安くするには、旧町時代のブロック配水方式が安くできるのではないかなといった答弁と、その素案について水道ビジョンで方向性を示したつもりだという答弁が1点ありました。

もう1つは事業費の関係で水道ビジョンということがありましたが、その現浄水場を全廃する云々という質疑には至りませんでした。

もう1点のほうについては、質疑はございませんでした。

○議 長 24 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 それはまた今後の問題ということになってしまいますが、要するに水道ビジョンで浄水場を緩やかに非常水源に切りかえていきたいと、常用水源に切りかえていきたいということがうたわれているわけでありますので、その部分はやっぱり今後きちんと調査をしていただきたいと思います。

そして水道水消雪については、今度は水源の問題が出てきます。浄水場が非常に能力があって余っているから、少しでも収入になるものをやろうじゃないかという話であったわけでありますので、今後の調査を望むところであります。以上です。

○議 長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 第 22 号議案 平成 25 年度南魚沼市下水道特別会計予算に対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 22 号議案 平成 25 年度南魚沼市下水道特別会計予算、本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって第 22 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 第 23 号議案 平成 25 年度南魚沼市水道事業会計予算に対する討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。24 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 水道事業会計について反対討論に参加をさせていただきます。安全で安心な水の供給を、安定的に進めるため水道ビジョンの見直しを行い、水道施設の適正規模化、施設や水利の多目的利用の推進、緊急非常用水源の確保と危機管理体制の強化などを図ってまいりますとうたっております。また、将来の施設規模縮小を視野にコスト削減として設備機械等更新事業見直し、建設改良計画の見直し、収入確保対策として資本費平準化債——2 億 5,000 万円であります——を活用して内部留保資金の確保に努めると、これらが示された計画のようであります。

水道ビジョンは地下水に頼らず、表流水を浄化する時代だといって、ダムからの取水で浄水場を建設し、市内全域に配水する集中配水方式計画の破綻を宣言したものといっても私は過言ではないというふうに思っております。集中配水方式からブロック別配水方式に穏やかに移行していきたいということは、究極的には浄水場を閉鎖することを目的にしていることと考えます。

そもそも大水害で建設することとなった三国川ダムであります。汚濁などによる機能マヒは想定内の問題であります。基本的な問題は過大な水利利用計画が立てられ、見直しもされずに進められ、財政破綻を迎えたということであります。私は常々、過大投資分については水道料には負担させずに、一般会計でもつべきであると捉えてまいりました。いまだ 138 億円からの起債残高があり、さらに平準化債なる起債を起こして、返済計画を立てなければ立

ち行かなくなってしまうということが現実であります。

交付金充当も当初から 100%繰り入れされていたら、もっと違った会計になっていて、水道料金の大幅引き下げの環境も迎えられるかもしれません。残念でなりません。福祉減免制度は評価に値しますが、理想的な水道料金といえばその減免をした額、半額ですね。今は 10 立方まで 2,400 円の基本料ですが、その半分ぐらいが理想的な水道料金だというふうに私は認識をしているところであります。

緊急非常用水源確保事業に取り組み、危機管理体制の強化に努めると言いながら、地盤沈下区域の水道水による実証実験については目的外使用も甚だしいのではないかと私は思っております。暮らし応援どころか、逆行する水道事業は根本的な手当が必要であります。以上が私の反対討論の内容であります。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。11 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第 23 号議案 平成 25 年度南魚沼市水道事業会計予算に対して、市民クラブを代表して賛成の立場で討論に参加するものであります。平成 21 年度に作成をいたしました水道ビジョンの見直しであります。全施設の修繕、更新費用を 100 億円と算出したことをまず第一に評価をしております。今の水道料金では毎年 8 億円もの不足が出ることから、値上げをしないで乗り越える方法を模索した、このことも評価をしております。

しかしながら、総事業費のうち 60 億円分だけを考慮しての見直しであるわけで、問題先送りという感があることは否めません。今後 10 年間のうち、できるだけ早い段階で解決策を見つけようという姿勢は評価をしております。しかしながら、全国的にも高いと言われている水道料金をこのままの水準を保つことを基本とした見直しではなく、安くするという努力の結果が表れた見直しになることを期待しております。

先ほどの反対者の答弁にもありましたが、この広域水道という計画が始まったときから重い課題を背負わされた会計でありました。この流れを一度に断ち切ることは不可能であります。先ほど交付金の 100%算入があればというお話もありましたが、その数字を示していただきたかったという思いでありました。

今年の工事を見ますと、配水管の布設が 3,840 メートル、老朽管更新が 7,099 メートルあります。この老朽管更新については、毎年度 2.5%をこなしていかなければ耐用年数を超えた管を使用せざるを得ないという状況であります。平成 25 年度も 1.5%にしかならないのであろうという見込みの予算づけであります。これを急がずして老朽管をこのままにしたような配水は認めることはできないわけありますから、この部分を十分に加味していただきたい。

あわせて未曾有の緊急水源工事、栃窪、岩之下の水源井戸工事、大月の送水ポンプ場、荒山の配水池、境川の送水管、そしてまた水害で大変な被害を受けました清水地区、この地区に配水池を新設する、こういう予算が盛られておりました。喫緊の課題であります。

ただ、平成 23 年度に発生をしました現年分の使用料に対して 4,749 万円という滞納が発生をしたというこういう事態、このことも収納に努力をされるということでもありますから、こ

れは期待をしております。今年度も漏水対策を一層緻密にし、放射性物質に汚染された汚泥の管理、処分は気を使いながら、安心・安全な水をいつでも将来にわたって供給することを期待をして賛成討論とするものであります。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。第 23 号議案 平成 25 年度南魚沼市水道事業会計予算、本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって第 23 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 4、第 18 号議案 平成 25 年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算、日程第 5、第 19 号議案 平成 25 年度南魚沼市介護保険特別会計予算、日程第 6、第 20 号議案 平成 25 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算、日程第 7、第 21 号議案 平成 25 年度南魚沼市城内診療所特別会計予算、及び日程第 8、第 24 号議案 平成 25 年度南魚沼市病院事業会計予算の以上 5 件を一括議題といたします。5 件について社会厚生委員長中沢一博君の審査報告を求めます。12 番・中沢一博君。

○中沢社会厚生委員長 それでは社会厚生委員会に付託されました 5 件につきまして審査報告を行います。審査の期日は平成 24 年 3 月 6 日であります。委員の出席状況は 8 名全員であります。議長からも出席いただきました。また審査の内容につきましては、各々関係いたします執行部からの出席を求め審査を行いました。

まず最初に第 18 号議案 平成 25 年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算であります。執行部からの説明をいただいた後に質疑に入りました。内容について若干述べさせていただきます。法定外繰入についてでございますけれども、今年度は基金繰入金を 1 億円充当し、当初の段階で計上していないがどの辺で法定外繰入をするのかということでございます。これに関しまして最終的には 5 月の所得の状況を判断し、そして市の財政状況、国保の繰越金等の全体的なことを考えて行わせてもらいたい。市長としても極力上げたくないということで報告を受けているということでございます。そして国保運営協議会の意見書を趣旨として行いたいという旨の報告でございました。

また、滞納金が 5 億円あり、真面目に払っている人に対してどう対処しているのかという点でございます。この質問でございましたけれども、これに関しまして 2 月末の実績では前年度比 6% の増であったということです。収納対策ということで、平成 21 年 4 月より県内の

市町村の先駆けとしてコンビニ収納を導入したわけでございます。そうしたことで、結果が出てきているということのようです。平成 23 年度から滞納繰越金重視の滞納整理から、現年度を重視した整理を行い、特に新芽を早く摘むというこういう観点でやっているそうでございます。そしてまた県と連携した中で行っているということが市税全体の収納につながっていると考えられているという報告でございました。

次に質疑の 3 点目の部分であります。保険料を下げるためのジェネリック医薬品の取り組みと進捗状況はどうかということでございます。これに関しまして差額通知を今年度から実施したことにより、利用率はぐっと上がっているということでございます。ジェネリック医薬品に変換できない薬を除いた部分で、全国平均では 35.7% だそうであります。市町村国保では 36.7% ということです。当市においては 71.3% と高い率を確保しているという報告を受けております。金額に相当すると保険者側では 7,430 万円、患者側負担では 2,165 万円ということであります。この数字を見てもいかに推進が大事かということは皆さんもうかがいできるかとも感じる次第でございます。

質疑を終了して討論に入りました。反対討論では努力していないわけではないが滞納が非常に減らないと。国保税が高すぎる。制度そのものに反対であるというような趣旨の内容でございました。賛成討論でございますけれども、国の制度そのものの問題で反対することはいかなものか。市長会を通じて要望活動をしていることもあるし、支払準備金を 1 億円入れた中で保険料を抑えている。最終的には 5 月の所得が決定した中で対応するという事なのでいいのではないかとということで、そういう趣旨の賛成討論でございました。採決の結果であります。賛成 6、反対 1 で原案は可決であります。

次に第 19 号議案でございます。平成 25 年度南魚沼市介護保険特別会計予算について説明を受けた後に質疑に入りました。主な内容といたしましては、二次予防事業対象者把握事業について、65 歳以上の対象者が 1 万 3,000 人いる中で、今 25 項目のチェックリストでチェックを行っているわけですが、どういった方法で行っているかということでございました。高齢者人口が今我が市は大体 1 万 6,000 人でございます。その中で認定を受けている方が 3,000 人いるわけでありまして、その残りの方の 1 万 3,000 人ぐらいを予防対象にしているわけでありまして。今現在 3 年やった中で、回収率は 80% ぐらいになっているそうであります。約 1 万人についてこの専門ソフトに打ち込んだ中で、虚弱項目とか運動項目などを判断し、該当した方 3,000 人に対して臨時職員を雇用した中で、また電話をしたり通知をしたりして事業への参加を募っているということでございました。

次の質疑でございますけれども、認定審査期間が 6 か月から 12 か月に変更になった場合、医療等で介護が進んだときに審査に 1 か月ぐらいかかるということだが、その間の自己負担が増えるというケースを聞いているがどうかということであります。これに関しまして認定期間が今回の変更により 3 か月から 12 か月まで延びるということであります。審査会では 3 か月後に様子を見たほうがよいというそういう方に関しては 3 か月になるし、そうではない場合には 12 か月でも大丈夫ではないかということであります。

また、更新申請では基本的には24か月でいく方向で進めているようでございます。審査には1か月を要するわけでありまして、入院中の方が例えばがん等の末期の状況で利用する場合は、審査会でも一次判定を出した後にすぐに二次判定をかける、そういうふうに検討を実行しているということでありまして。審査時にさかのぼりまして認定が有効になるので、なるべく自己負担が生じないように運用をしているという報告を受けております。

そして討論に入りました。反対討論では、今の介護保険制度の中では低所得者が特養に入りやすく利用しにくい。国民年金だけで生活している人はなかなか入れない。新しくできてくる施設は所得の高い人が有利であると聞いている。介護保険を払えない人が多いこの制度は反対であるという趣旨の反対討論でございました。

次に賛成討論でございまして、国の制度に南魚沼市がどういった形で取り組んでいるかということが、この予算として見ていくことだと思っているし、現時点では公平な態度で申し込んでいる方の認定をしているというふうに認識をしていると。また、市の予算書の中で、国に制度的なことで反対するようであれば、全部反対しなければならないし、所得者に対しても9段階にして所得の多い方に負担をしていただいく配慮の中で、この介護保険が動いているので賛成をしたいという旨の賛成討論でございました。

採決に移りました。採決結果、賛成6、反対1で原案は可決であります。

次に第20号議案でございまして、平成25年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計についてであります。質疑につきましては、滞納繰越分について基本的に自治体が責任を負うことはないのかということで確認をしたいということでございました。それに関しまして、自治体負担はないということであります。そして滞納状況では平成24年度12月末で120万円ぐらい24人あるそうであります。私どもの市だけで頑張っても、全体の広域連合の滞納分が解消するわけではないけれども、他の市町村をみただ中で私どもも残したくないということでございます。国保と同じように払える能力があるにもかかわらず滞納している方については、それなりの折衝をしていきたいということでございました。

そして討論に入りました。反対討論では今まで予算審議なのに、制度で反対することはいかなものかということもあるが、私はこの制度そのものがつくられたときから反対であるので反対であるという反対討論でございました。賛成討論はございませんでした。採決の結果、賛成6、反対1で原案は可決であります。

次に21号議案でございまして、平成25年度南魚沼市城内診療所特別会計予算であります。説明を受けた後に質疑を行いました。主な質疑といたしましては、入院収入も外来収入も前年度と比べて大幅な減の予算組みである。このままだと結果として一般繰入が多くなるばかりである。このままの体制で本当にやっていけるのかということであります。これに対しまして、医師が一人体制になったことにより、診療報酬も入院が5,000円から7,000円と、病院の3万円から4万円に比べると診療所だとなかなか診療報酬も入ってこない。リハビリもかなり大きく減っているということであります。そういうことから、診療所自体がこのままではいけないということが、所長を初め職員全体の共通の認識であるということであります。

どうしたら解決できるか、病床では無理だろうということで、介護系の老健施設移行へと話し合ってもいるが、現実には建物の老朽化もあるし、また介護保険計画を立てる場合でも市が優先的となると今現在では手挙げ方式をやっているわけでありますので、その調整も難しい。それでもう1点は医師が2名いないと、今の所長だと他の代表を兼ねるわけにはいかない問題もあるということであります。そうした中で、平成25年度中に結論を出したいということでありました。質疑に入りましたがありませんでした。採決の結果、全員賛成で原案可決であります。

次に第24号議案 平成25年度南魚沼市病院事業会計予算であります。質疑でありますけれども、どうしても基幹病院を含めた新六日町病院、そして新大和病院を含めた今後の検討とそういう部分に集中いたしました。その中でまた地元の医師会との具体化はどう進められているのか等々の質疑に集約されたような次第でございます。

執行部からは、新病院、基幹病院との調整、また地元医師会との調整は、基本的にはあり方検討委員会の中にまとめたものを、それぞれの病院が具体的にどういった中身に詰めていくかが、現在の段階であるそうであります。基幹病院との調整は昨年9月に新潟県地方医療推進機構の開設準備会も立ち上げ、検討しているわけでありますけれども、その中には医師が9名入っております。宮永院長先生も入っているわけでございます。そういう中で基幹病院の院長は、新潟大学の、皆さんご承知の内山院長先生でありますけれども、この4月1日から県庁の中に専任の部屋を設けて看護部長候補も入れる予定になっているそうであります。そしてまた副院長が決まれば、具体的に現場同士の話し合いになっていく方向とのことでありました。大きく固まれば、新年度に入って特別委員会で説明したいということであります。実情はもう少しまとまらないと説明できないという段階であるということでございます。

質疑が終わり討論に入りましたけれども、討論はありませんでした。採決の結果、賛成全員で原案を可決でございます。以上でございます。

○議 長 5件を一括して、委員長の審査報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 第18号議案 平成25年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算に対する討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。23番・岩野 松君。

○岩野 松君 18号議案 平成25年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算に反対の立場で討論に参加します。この介護保険制度は日本が世界に誇れる制度であります。安倍首相はTPP参加を先日表明しました。それでこの制度も危うくなっているという状況が生まれていますが、私はこの制度は守るべき制度だと思っています。

しかし、その負担は全国どこでも高すぎるのが大きな問題になっています。当市の保険

税は県内でも高いほうにランクし、また滞納者も多いほうに位置しています。平成 23 年度で資格証は 180 世帯以上で皆保険制度の恩恵を受けず、短期証を合わせれば 600 世帯を超える人たちが、もし病気になったら医者にかかるのを躊躇する、そういう状況に置かれている方もおられます。

市長は先の運営協議会の方針を守り、昨年、一昨年と一般会計から繰り出した金額も値下げには活用しませんでした。今年は基金 1 億円を繰り入れて様子を見ると言っています。それに 3 割の住民だけにかかわる国保税への一般会計税金の繰り出しには、ということもおっしゃいます。退職後のというか 60 歳を過ぎた高齢者は、約 8 割の方々がここに加入しています。そしてこの制度は最後の命の砦でもあります。国からの補助は 3 割を切り、それが国保会計を一層大変な状況に追い込んでいます。国庫補助の増額を求め、高すぎる国保税を安く低くし、そして国民の命を守る砦を果たすべきです。高すぎる国保税の値下げを求めて反対の討論とします。以上です。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。15 番・樋口和人君。

○樋口和人君 それでは第 18 号議案 平成 25 年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算について、南魚みらいクラブを代表しまして賛成の立場で討論に参加をいたします。

この国民健康保険につきましては、もう先ほどもありました、皆さんご承知のとおり、国民相互の助け合いのもと、国民皆保険の根幹となる制度であります。加入者が病気になったときに、安心して医療にかかれる、また、その前段として予防医療ですとか市民の健康増進に意を尽くしている、そういった編成になっていると私は考えております。

しかし、先ほどもありましたけれども、この保険税の負担がどうしても高くなる。これはこの制度の特性というのもあるんですけどもそういった中で、年々高くなっていく懸念もあることは事実であります。しかし、これにつきましても、南魚沼市では基金からの繰り入れなどで対応をしているというところでありまして、さらに今後の動向によっては平成 25 年度におきましては一般会計からの繰り入れも検討しているということで、少しでも加入者の負担を軽減するという意を用いているというふうにも認められるところでもあります。

また、この制度につきましても先ほどもありましたけれども、南魚沼市あるいはほかの市町村一体となって、国に対してこの制度の見直し、少しでも国民皆さんの負担が軽くなるよということ、要望活動もきちんとしているということでもあります。今後もこの点にもぜひ力を入れてもらうということもあります。また、滞納の皆さんもいますけれども、この方々につきましてももちろん諸般、万やむを得ない事情でなかなか払えないという方については、市のほうでもきちんとした対応をしていると思います。また、払えるのに払えないとこういう方々については、きちんと納税をお願いするということもして、やはりみんなで助け合うとこの精神にのっとった運営をしていただく、このこともお願いをした中で私は賛成討論といたします。ぜひ多くの皆さんの賛同をよろしく願います。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。18番・阿部俊夫君。

○阿部俊夫君　それでは第18号議案　平成25年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算に賛成の立場で討論に参加させていただきます。

平成25年度には国の制度改正も予定されている中、厚生労働省の示す予算編成上の係数を考慮して、適正な予算編成だと評価をいたします。被保険者数は1万6,750人ということで、若干、年々減少傾向ではありますが、逆に医療費は昨今のいろいろな状況の中で増加を見込まざるを得ない、そういう状況であります。経済情勢もまだまだ厳しい中、基準に基づく一般会計からの繰入金3億7,475万円、ほかに支払準備基金から1億円を繰り入れて、被保険者の負担を少しでも軽く、そういった配慮をさせていただいております。

法定外繰入については、これは5月に具体的な数字、委員長報告あるいは討論参加者からもありましたけれども、これは5月以降、具体的な数字が出た上で検討をして決定をするということですが、これも現状の状況の中では法定外繰入ということも致し方がない、そういうふうに思います。

昭和36年にこの皆保険、国民健康保険事業というのが実施をされてから半世紀が過ぎたわけであります。発足当初というのは、自営業者あるいは農林水産業者、7割以上がそういった人たちで占めていた。ところが現状はその人たちというのは今18.2%、2割を切っております。そうして当初は無職者、退職したり年金者、そういった人たちでは1割を切って6.6%だった。ところが現在は無職者と言われる方が逆に半分以上55.4%、そういった非常に厳しい要因になっております。

定年退職をした人はもちろんですけれども、厳しい経済情勢の中で人員削減やあるいは解雇等で失業したり、非正規雇用者となった人たち、被用者保険の適用を受けられない方は、強制的に必然的にこの国民健康保険の適用を受けなければならない。そういった制度です。定年退職者の皆さんが入れば当然、平均年齢は高くなる。市町村国保の平均年齢は55.2歳だそうです。組合保険は35歳、これは平成19年の数字ですけれども、20歳も差がある。そうした中で、平成20年から後期高齢者、長寿医療保険制度の発足に伴って、この差というのはある程度は縮小されているはずですが、いずれにせよ相当の差があることはまだ間違いありません。

年齢の高さが医療費の高さに結びつく。これは世の中、常にそういうものです。一人当たりの診療費を見ても、組合保険、健保が10万1,000円なのに対して、国保は一人17万4,000円かかっている。7万円以上の差があります。一方、所得はといえば、組合健保が一世帯平均370万円、ところが国保は3分の1よりは多いけれども131万円、3分の1ぐらいしか所得がない。所得が低ければ当然負担能力も低くなる。これは収納率の減少につながる。収納率低下はこれは全国的な問題ですし、当市もそういったことで先ほども討論の中でもありました。委員長の報告にもありましたけれども、コンビニ収納とかいろいろ努力をされている。これは引き続き努力はしていただかなければなりませんけれども、市町村国保それぞれがいろいろな事情を抱えて四苦八苦をしております。

国からはそういった保険者間の不均衡を調整する意味合いから、財政調整交付金あるいは療養費給付費負担金など、定率の国庫負担をして、現在でも他の被用者保険よりは多くの公費をつぎ込んでおります。それでも全国で現在 1,283 の自治体が運営する国保というのが赤字なんです。全国の自治体の大体七十一、何%、7割以上こういったことになっております。

こういった数字を見れば、もはやこれは制度そのものが発足当初からは違っているいろいろな先ほど言ったような職業の構成比率だとか、年齢だとか、社会事情だとかで、もはや制度そのものがほころんでいると、こう言わざるを得ません。都道府県広域化あるいは国保の一元化というようなことが議論はされておりますけれども、一向に進んでおりません。とりあえずは公費の負担率——先ほどお話がありました、負担率を上げてもらうようなことを全国市長会で今働きかけていただき、また議会でもやはりそういったことは考えなければいけないことだと思いますけれども、被保険者に極力負担をかけないということであれば、今後も法定外繰入は致し方がない、そういうことだと思います。

しかしながら、先ほどの話のように、国保の加入者 1 万 6,750 人ということは、全市民の二十七、八%、7割以上の人たちに対しては不公平感これは否めない。そういったことでやはり、何らかの働きかけをしなければもう全国的にこの制度そのものがほころんでいる、こういうことだろうと思います。一市町村の国保団体で解決できる問題ではありませんが、現行制度の中で精一杯努力をした予算と評価をして、本予算に対する賛成討論といたします。大勢の皆さんからご同意いただくようお願いしたいと思います。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。10 番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 賛成討論につきましても、言い尽くされた感がありますけれども、市民クラブを代表しまして、市民クラブとしても賛成討論に参加しながら意思表示をしていきたいというふうに思います。

反対者が言いますように、そしてまた前段で述べた賛成者のお話にありましたように、国民健康保険というのは国民皆保険の中の基盤をなすものでありまして、皆さんが認めておられるとおりに病気になったときに誰もが安心して医療にかかれる、先ほど反対者も言いましたけれども、市民の命綱であるということには間違いのないわけでありまして、したがって払えない国保であってはなりませんし、そして払えないがために病院にかかれないというのであってもまた困るわけではありますが、この部分につきましても反対者と基本的には同じでありました。

ただ、先ほどから出ていますように、そしてまた反対者もお認めになっているのかもしれませんが、国保税が目的税であるということ。そしてまた先ほども話がありましたように、国保加入の割合が 3 割程度であるという状況もやっぱり考えていかなければならない。したがって無制限に一般会計から法定外繰入をすることもまた難しい。多分反対者のほうはこういう経済事情でありますので、それをして下げろということなんでしょうけれども、そういう事情もありますので、無制限にはなかなか難しいということでもあります。

そういう意味もあって、2 年か 3 年か前でしょうか、国保運営協議会の中でその対策を検

討しました。国保加入者の税負担がもう限界に近いという中で、こういう経済状況の中では一般会計の法定外繰入も含めて、国保税の急激な上昇は抑えるべきだというような意見も提出しました。これはまた私が改めて言うことではありませんけれども、そういう経過もあります。そのことは国保運協の中でいわば国保加入者もそうでない市民も、現状の経済状況の中ではありますけれども、ある程度納得いく線を出したものだというふうに私は思っています。したがってそう目に見えて経済が好転していかない経済情勢の中では、行政もこのことはきちんと受け止めるべきだというふうに思っています。

そこで、平成25年度の国保会計の予算組みを見れば、先ほど来話がありますけれども、当面法定外繰入はありませんが、支払準備基金から1億円を取り崩して、その国保運協の意見を尊重しながら3%程度の上昇に抑えた予算組みであります。そしてまた所得が確定したら、先ほど来話がありますように状況を見ながら法定外繰入も含めて再度また検討するというような状況であります。

ただいまの賛成者の意見からもありましたけれども、国も地方のこういう国保財政が厳しいという中で、国保財政安定化事業、高額医療費の共同事業などの国保財政基盤強化策もずっと続けているわけでありまして、70歳以上75歳未満への被保険者の1割負担から2割負担への見直しを平成25年度も引き続き凍結するというような内容であります。だから成り行きに任せろというのではありませんけれども、市民が国保税は安く、市民の誰もが安心して医療にかかれることは、誰もが望んでいることでもあります。

今まで言っていますように、予防医療、そして保険体制の充実もやっぱり医療費抑制のためには必要でありますので、努力と取り組みをお願いするのは当然であります。仮に平成25年度法定外繰入が必要になって繰り入れたとしても、当面の国保税の急激な上昇はこれによって抑えられますけれども、ただ、そのことが根本的な解決にはならないわけでありまして、法定外繰入がどんどん膨れ上がるようになってしまっただけでは、今度は市の財政事情も不安になるわけでありまして。先ほど話がありましたように、国への現実にあった制度の見直しの働きかけも引き続きお願いをすることにいたしまして、賛成の討論といたしたいと思っております。皆さんのご賛同をお願いいたします。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。5番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 おはようございます。会派ということが出ましたので、歩む会を代表いたしまして賛成の立場で討論に参加したいと思っております。賛成者が3名ほど出ています。意味はほとんど同じです。違う角度でやりたいと思っております。

本当に滞納者をしっかり徴収していかないと、いろいろなペナルティというものが課せられてきて、額に汗水流して働いている人が納めて、その人たちがばかをみないことを、しっかり滞納では徴収していただきたいと思っております。そしてまた、自公政権におきまして景気の回復を望んで、所得が増えてしっかり払える、根本的な見直しは市長会のほうでしっかり国に訴えていただき、自公政権でいろいろやっていただきたいと思っております。

反対者の方も、本当に高くはなっていますけれども、しっかりこういうのを賛成一部

だけではなく、いろいろな面でこの制度を賛成していただき、この予算——絶対賛成しないですね、もうぐっといったにらみの目つきで見えていますものね。全会一致でこの予算に賛成していただきたいと思います。以上をもちまして賛成討論を終わります。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。第18号議案平成25年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって第18号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 第19号議案平成25年度南魚沼市介護保険特別会計予算に対する討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。23番・岩野 松君。

○岩野 松君 19号議案平成25年度南魚沼市介護保険特別会計予算に反対の立場で討論に参加します。国の制度、社会の制度として老後をみるというのは、私は女性でありますのでそういう立場ではありがたい制度だと思っております。が、保険料が改定のたびに上がる、高くなる。そして利用も5割ぐらいの利用状況ということは、負担も重い方が多いと言わざるを得ません。

5期目に入り、地域密着型事業のための法整備も提案されました。100%実施に至っていない、しかも完全なる24時間介護がここでは行われていません。しかし、この狙いは施設から追い出しを、ということも言われております。開始にはぜひそうならないよう望みます。

2025年度が高齢者のピークになる予測の中で、ますます介護保険の必要性は大きくなってきています。行政と国民の負担割合が5対5というのは、福祉の観点からいえば国民負担が重いということでもあり、保険料が払えず、そして利用も縮小され介護難民も生まれる事態も現在でも起こってきています。そしてまた特養への待機者も、施設は増えてもいますけれども高齢者の増加には追いつかず、そして低所得者の入られる施設が増えない現状でもあり待機者は減りません。介護される立場に寄り添う介護とは言えないのではないのでしょうか。

また、介護に携わる方々の待遇も昨年1.2%増やしたと言われてはいますが、賃金引き上げになったというのは聞いておりません。今現在は安い賃金の労働者が大半です。大変な仕事に携わる人たちであり、従事者たちがどんどん入れかわる状況が生まれている、こういうことのない労働条件も望みます。社会保障と税の一体改革の狙いが、医療と介護の削減、そして抑制の第一歩とも言われています。安心して介護を受けられる介護保険を求めて反対の討論とします。以上です。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。10番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 私は市民クラブを代表しまして、議案第 19 号 平成 25 年度南魚沼市介護保険特別会計予算について賛成の立場で討論に参加いたします。

この介護保険制度は 3 年に一度改定されるわけで、昨年改定されました。介護保険法も改定されましたし、市の介護保険も第 5 期目になったわけであります。この 5 期計画の中では基準の月額が約 5,200 円になりました。介護保険が発足した第一期のころは多分二千数百円だったというふうに思いますので、そのころに比べますと大分アップしたなという感があります。この間の介護保険の実態を見てみれば、介護の社会化ということで負担もしながら、みんなで介護の環境をよくしていこうということで、在宅も施設整備も進めてきました。

5 期計画の中で特養、ミニ特養などの計画によりまして、先ほど反対者からは待機者がなかなか減らないということもありましたけれども、そういう増やす中で要介護 4、5 の特に重い方々の施設受け入れについては、ある程度めどがついたということであります。また、小規模多機能の施設につきましても、5 期計画の中で 2 施設ではありますけれども、増やししながら介護度 2 または 3 程度が一番心配されます認知症を伴った方々の受け入れにも広げていくような計画であります。

そうならば介護保険料も当然上がってくるわけでありますが、この 5 期計画の期間内に基金を取り崩しながら、また、従来の保険区分の 8 段階から 9 段階にして、比較的収入の高い方々から負担してもらうような配慮も、先ほどの委員長報告の中にありましたけれども、そういう配慮もあるわけであります。反対者がおっしゃるように今の市民生活の中では、料金的な面でも介護サービスの面でも、まだまだ不満もあるわけであります。なかなか市単独では解決のつかない国政レベルの問題を持っているわけでありますので、この点は国民健康保険と同じく国に対してきちんと意見を述べるべきだというふうに思っております。5 期計画の中での平成 25 年度予算については、それらを含めても市としては最大限の努力をしているというふうに思いますので、賛成をしたいというふうに思います。皆さんのご賛同をお願いいたします。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。19 号議案 平成 25 年度南魚沼市介護保険特別会計予算、本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって第 19 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 審査の途中であります但し休憩といたします。休憩後の再開は 11 時 5 分といたします。

[午前 10 時 49 分]

○議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

[午前 11 時 05 分]

○議 長 第 20 号議案 平成 25 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算に対する討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。23 番・岩野 松君。

○岩野 松君 20 号議案 後期高齢者医療特別会計予算に反対の討論に参加いたします。市は高齢者の肺炎球菌ワクチンの助成を今年から始めました。肺炎で死亡するのは今 3 位だそうです。そういう意味で、しかも高齢者が非常に多く高齢者の大半がということの中で、これを始めたことは高く評価をいたします。しかし、この 75 歳から年齢を分けてする制度は、医療費を抑制しやすく高齢者の負担を増やす仕組みという狙いもあると言われていています。よって制度としても私は反対です。反対討論とします。以上です。よろしくお願いします。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。10 番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 第 20 号議案 平成 25 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算に賛成の立場での討論に参加をしたいと思います。ただいま反対者の中では、実際にやっていることについては評価するけれども、制度自体が反対だというような話がありました。確かにそういうふうな面も私もあるのではないかというふうに思いますけれども、今、後期高齢者の方々はこの制度の中でいろいろ保険の給付やらそういうところが賄われているわけでありまして。

今の反対者が本当にその制度を反対するのであれば、この会計を反対して制度が改善されるとは私は決して思っていない。むしろ現行の制度の中で後期高齢者のことを思うのであれば、じゃあ実際この平成 25 年度予算の中でどうなのかということ、きちんとやっぱり考えてもらわなければならないという立場に立ちますと、私は現行制度も不備はあるかもしれませんが、その中で市としてやるべきところは最大限やっているというふうに理解していますので、本件については賛成をしたいと思います。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と叫ぶ者あり]

次に原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と叫ぶ者あり]

討論を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。第 20 号議案 平成 25 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算、本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数。よって第 20 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 第 21 号議案 平成 25 年度南魚沼市城内診療所特別会計予算に対する討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 21 号議案 平成 25 年度南魚沼市城内診療所特別会計予算、本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって第 21 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 第 24 号議案 平成 25 年度南魚沼市病院事業会計予算に対する討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 24 号議案 平成 25 年度南魚沼市病院事業会計予算、本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって第 24 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 9、閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。議会運営委員長より所掌事務について、各常任委員長より所管事務についてそれぞれ会議規則 111 条の規定によってお手元に配付のとおり閉会中の継続調査について申し出があります。

○議 長 お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議 長 以上で本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

○議 長 ここでは西野消防長、清塚市民生活部長、山口建設部長、米山大和病院事務部長、鈴木塩沢市民センター長、それぞれ退職の挨拶の発言を求められていますのでこれを許します。まず西野消防長から登壇してお願いいたします。消防長。

○消 防 長 貴重なお時間をいただきまして大変恐縮をしております。一言退職のご挨拶をさせていただきます。私は昭和46年4月に消防職を拝命いたしまして、以来42年間お世話になりました。実は就職前、中学校を卒業するときに岡村副市長と2人で固い約束をいたしました。2人で立派な百姓になろうということで、それぞれ農業高校のほうに進学をいたしました。しかしながら3年後、卒業する際にはその固い約束もどこへやら、あっさりと2人とも進路変更いたしまして、岡村副市長は六日町役場、私は消防という経緯がございました。

消防へ入りまして46年ですけれども、最初に出た火災があつた六日町高校の大きな火災でございました。そして最初に救急車に乗って出動したのが、石打のほうで夜中にありました死亡交通事故でございまして、無残な人を運びましてこれは大変なところに就職をしてしまったというふうな思いでございました。以来、45歳まで現場一筋で火災それから災害現場、救助それから救急車、合せて現場約3,000回ぐらいい験させていただきましたが、思い出したくもない悲惨な状況を相当経験をいたしました。考えてみれば、一般の皆さんが一生のうちで最も不幸な時間帯にだけつき合わせていただいたという結果であったと思います。

44年間長かったですけれども、自分としての転機は平成5年から6年にかけて、新潟市にあります県の消防学校のほうで教官をやせていただきました。単身赴任は非常に切ないものでしたけれども、それ以上に無知無能な私がおその授業をやらなければならない、教壇に立たなければならないということで、毎晩一夜漬けで次の日の授業の準備をしたというふうな有様でございました。今になってみればそれが何とかプラスになって、最後までゴールインできたかなというふうな感じでございます。いずれにしても人間は生まれ変わりはないと私は思いますけれども、もし、生まれ変わりがあればもう一回この仕事をやってみたいというふう感じております。

議員の皆さんからは本当に全員の皆さんから、こと消防に関しては後押しをしていただきましたし、大変応援をしていただいたというふうに感謝を申し上げたいと思います。また今後も私なき後は、消防も今までより一層またよろしくお願いをしたいと思います。

最後に南魚沼市、そしてこの議会がますます発展されることをご祈念申し上げまして、感謝の言葉とさせていただきます。大変長い間、ありがとうございました。

〔拍手〕

○議 長 次に清塚市民生活部長、お願いいたします。市民生活部長。

○市民生活部長 最初で最後になりますが、登壇してのご挨拶とさせていただきます。こうした時間をとっていただきまして、本当に心から感謝を申し上げます。私は昭和52年3月に大和町に採用させていただきます。以来36年間お勤めをさせていただきました。合併前で一番印象に残っている仕事は、新採用から11年間担当した浦佐駅西の土地区画整理事業で

ございます。当時、反対運動が巻き起こる中での着工ということで、正式な起工式もなく、暗夜に隠れるようにしてスタートした事業ということで、その辺は大変残念でございました。けれども、スタートの時点でいろいろ意見の対立のあった方についても、工事が終わるころにはお互いに理解しあって、お茶飲み話もできるようになったというふうなことで、何かこう誠意をもって対応をすれば最終的にはわかっていただけるんだなということを深く感じた事業でございました。

合併のときの印象でございますけれども、この議会が合併特例で大和から 20 人の議員さん、それから六日町から 26 人ということで 46 人の議員の皆さんがいて、通路をみんなうずめて議席を確保していたような状況でしたし、執行部のほうも 30 人近く並んでいたと思います。議案も条例一括ということでもう 30 センチ以上あったかと思っておりますけれども、そういった中で議員の皆さんそれぞれから質疑をいただきまして、答弁に悪い汗をかきながら対応したというふうな思い出が多く残っております。

そうしたことで長い職員生活の中でいろいろな人に出会いましたし、いろいろなことを教えていただきました。これは大きな財産だと思っていますので、私はこれからそれを生かして、何かお手伝いができることを探しながら過ごしていきたいなというふうに思っているところでございます。

最後になりますが、南魚沼市のますますの発展と議員各位、ご健勝でますますご活躍するようにご祈念申し上げまして、最後の挨拶にかえさせていただきます。どうも本当にありがとうございました。

〔拍手〕

○議 長 次に山口建設部長、お願いいたします。建設部長。

○建設部長 退職にあたりまして一言ご挨拶を申し上げさせていただきたいと思っております。私は昭和 51 年 6 月に大和町役場に採用されまして、技術屋ということで採用されました。その間、36 年 10 か月となりますが、一番多く勤めたのが建設課で 17 年 10 か月、都市計画課のほうで 11 年、そして上下水道といいますか企業課というところですが、そこに 8 年ということでございました。当初は詐欺師だなんて言われたこともございましたが、なかなかこの旧大和町のところでございますけれども、先ほども清塚部長が話したとおり、私も入った当初、新幹線の浦佐駅が昭和 46 年ですか停車が決まったのですが、その浦佐駅というのは急行列車も止まらないところでございまして、駅の東西への乱開発を防ごうということで、駅前広場を含めまして土地区画整理事業に入ったというところでございます。先ほども清塚部長が言いましたけれども、なかなか難しいところでございました。

あと、私のほうでは昭和 56 年の 56 豪雪がすごく印象に残っております。当初、旧大和町につきましては、直営のロータリー除雪車がございました。なかなか運転手を補助する人がみんな疲れたということで、私ども補助のほうに乗れということで、ロータリーの補助のほうへ乗って、シュート雪を飛ばすそれをしたわけですが、なかなか屋混みのところは私ども初めてでしたので、ガラスに雪をぶついたりしていろいろ怒られながら過ごしたとい

うところでございます。

その後、六日町との合併時でございますけれども、ちょうど1週間前でございます。11月1日に向けて引越しの準備をしたというところで、さて、みんなで終わったから一杯やるかというときにグラグラときたのが、そのときの状況でございます。その後、六日町の合併の中で、大和町のほうへはそんなににぎやかな住民はいなかったのですけれども、六日町と合併したらすごい市民がいたということでその印象もございましたし、また、塩沢町と合併のときも今度は廿日石のほうでいろいろありまして、そういう対応をいろいろさせていただいたというところでございます。

その後、大和町から南魚沼市に引き続きまして36年10か月でございますけれども、いろいろ議員の皆さん方、先輩、同僚、後輩のほうからのいろいろな協力や本当に力強い言葉をいただきながら、今日まで大過なくと言ったら申し訳ございませんが、退職を迎えることができたということで本当にありがとうございます。

最後になりますけれども、議員各位の皆さん方、また執行部の皆さん方、健康に十分留意をしていただきながら、南魚沼市がますます発展することを期待を申し上げまして、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございます。

〔拍手〕

○議 長 次に米山大和病院事務部長、お願いいたします。大和病院事務部長。

○大和病院事務部長 せっかくの機会をいただきましたので、一言御礼を申し上げます。私は昭和51年5月1日採用でございます。ちょうど大和病院ができた日と同じ日でございます。前の清塚さん、山口さんとは違って、同級生なんですけれども、私はどちらかというところ福祉とかそういった畑のほうを歩いてきました。大和町時代、合併までですと28年6か月でございましたが、その中で思い出に残ることは企画調整課で学校誘致の関係ですとか、あるいはスキー場、それから町長の秘書を6年ぐらいさせていただきました。あと介護保険の立ち上げ、合併直前は今の岡村副市長等と調整を取りながらやらせていただいたというのが記憶に残っております。いずれもいい思い出でございます。

ただ1点だけ申し上げたいのは、平成元年の秋に手っぱずしをいたしまして、大変ご迷惑をおかけしたことでございます。それはずっと私の気持ちの中に残っておりまして、いろいろな人から支えられ、いろいろな人から励まされ、やってくることができました。この場を借りて御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

平成七、八年だったでしょうか、関 新一町長の秘書をしておりまして、郡の町村会の事務局を担当させていただいておりました。そのときに今の井口市長が郡の議長会長さんだっただと思いますが、年に1回、郡の町村議長会で懇親を深めるという会議がございました。そのときに井口、当時の議長さんのところに酌に回ったわけですが、そのとき市長は覚えているか覚えていないかわかりませんが、「おまえはよくはい上がってきたな」という変なお褒めをいただきまして、それがずっとこう、初めてだったんですけれども心に残っております。

合併しますと私は本庁に来ることがなく8年5か月ずっと病院でした。病院もなかなか厳

しいところで、いろいろな先生方からお叱りを受けたり、あるいは励ましをいただきながらやってまいりましたが、なかなか力不足がございまして意に沿うことができませんでした。意に沿うということは、医師の確保ですとかあるいは経営の健全化ですとか、そういうことでございますが、なかなか力が及ばなかったと思っております。

ただ、私が一言申し上げたいのは、医療というのは非常に医者がいないと大変なところでございます。私がちょっと頑張る気になったのは、やっぱりそこにおられる医者が本当に日夜をいとわぬ、ほとんどいつ眠っているのかなと思うような頑張りをしていたことに触発をされました。そんなことで一生懸命頑張ってみようかなと思ったのですが、なかなか医者の世界というのはわからなくて、行政、議会あるいは医療の真ん中に立って、私がもうちょっといい何といいますか、通訳をすればよかったなと思っておりますけれども、目先の忙しさにかまけてできない部分がありましたがお許しをいただきたいと思えます。

そこでひとつお願いがございしますが、医者は本当に頑張っておりますし、それから市長の公約にもございましたが、これからの医療を市民に提供していくというのが大きな務めになると思えます。幸い新病院の建設等々でいろいろな議論がなされておりますが、医者は一生懸命頑張ることは頑張っているいい財産になるんですけれども、なかなかその表現がうまくありません。ぜひ、その辺を皆様からご理解をいただいて、ご支援をいただければと思っております。宮永院長それから廣田副院長、松島副院長初め本当に頑張っております。最後ですが、医者が一番の元気のもと、それから頑張れるもと、その薬は議会の皆様や市民の皆様の温かい力強い支援でございします。どうぞよろしくお願ひします。

最後になりましたが、南魚沼市のますますの発展とそれから議員、先生方のますますのご活躍を祈念申し上げてお礼にかえさせていただきます。本当にありがとうございました。

〔拍手〕

○議 長 次に鈴木塩沢市民センター長、お願いいたします。塩沢市民センター長。

○塩沢市民センター長 時間をいただきましてありがとうございます。今ほど皆さんのほうからご挨拶がありましたが、思いは同じであります。私は昭和46年から41年10か月という長い期間、お世話になりました。その中で不手際、失敗も数々ございました。そのたびに皆様を初め、多くの先輩、同僚の職員の方からご指導を受けながら、何とかここまで勤めてくることができました。ここにお礼申し上げます。

失敗話の一つもできればいいのですが、また時間もありますのでそれはまた別の機会で、笑い話でさせてもらえればというふうに思っております。村に帰りますと4月から幾つかの役目を言いつけられました。その中でも老人クラブから強烈に誘われまして、会員ということになりました。親も老人クラブでするので親子で老人クラブというふうなことになりました。地域の奉仕活動等々にも参加しながら、地域の親睦にも努めてまいりたいというふうに思っております。また家にこもって隠居様になってられるような身分でもありませんので、もう少し外にも出たいというふうにも思っております。またその節につきましては、変わらぬご指導をよろしくお願ひ申し上げます。

終わりになりますが、皆様のご健勝とご繁栄、また南魚沼市の発展を祈念いたしまして、簡単ではございますけれどもお礼のご挨拶にさせていただきます。ありがとうございました。

〔拍手〕

○議 長 なお、市民生活部次長の片桐城内診療所所長におかれましては、葬儀参列のため本日欠席の届出があり、議員の皆様にご挨拶の意を伝えていただくよう、願いがありましたので報告をいたします。

本来ならば原稿を見ないで生の声で感謝の気持ちをお伝えしたいと思いますが、言葉が詰まるような感じがしますので原稿を読ませていただきます。よろしく願いいたします。

ただいまご挨拶いただきました5名の幹部職員初め、長年勤続されこの3月限りで退職される多くの退職者の方に、議会を代表いたしまして一言感謝とお礼の言葉を申し上げます。ここにおられます5名の方々におかれましては、36年から42年もの長きにわたり、旧3町並びに南魚沼市の発展のため、地域住民の安全・安心、福祉の向上、さらには地域医療の充実のため、一生懸命ご努力いただきましたことに心から敬意と感謝を申し上げます。ありがとうございました。

長きにわたり奉職いただきましたが、今月末をもって退職の日を迎えようとしております。思い出してください。新採用職員として初々しい気持ちで最初に勤務したときのこと、中堅職員として夜遅くまでバリバリ仕事をこなしたときのこと、そして幹部職員として合併調整に指導力を発揮したときのこと、喜びもあればつらかったこともあろうかと思えます。本当に多くの出来事と思い出が詰まっていることと思えます。40年という歳月は個々に大きな試練を与えたけれど、その何倍もの喜びや達成感が湧き上がり、今現在、皆さん方の心は晴れ晴れとした感があるのではないのでしょうか。

合併後の多様化する住民ニーズの中、市民が主役の行政の展開を初め、大震災、豪雪、一昨年の豪雨災害に昨年のトンネル爆発事故対応など、災害時の非常時対応では不眠不休でご活躍されました。これらを初めとした皆さん方のご活躍は、井口市政のまちづくりの実現にかかせないワンパワーであったことは改めて言うまでもありません。

本年度末の幹部職員退職者数は、合併後最大規模と認識しておりますが、皆さんが指導した後継者は必ずや立派な幹部職員となることと思っております。私たち議員も次の議会に皆さん方の顔が見えないと思うと、本当に寂しい面がありますが、退職後は第二の人生のスタートでもあります。今年は何び年であります。脱皮できない蛇は滅びると言われます。絶えず古い殻を脱ぎ捨てていかなければ進展も発展もありません。退職される皆さんはまだまだ気力、体力的にも若いと思えますので、健康に十分留意されまして今まで培われました技術、能力を生かしながら、一市民としてご活躍いただき、私どもに温かくまた力強いご指導を賜りますよう、お願い申し上げます。

簡単ではございますが、感謝とお礼を申し上げまして、私からのお礼の言葉とさせていただきます。長い間、本当にありがとうございました。

〔拍手〕

○議 長 これをもって平成 25 年 3 月南魚沼市市議会定例会を閉会といたします。大変長い間、ご苦労さまでした。

[午前 11 時 37 分]